

ウィズ通信

私たちの住む街は、ジェンダー平等になっていますか

社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」や「女性像」があります。このような男性、女性の別を「社会的性別(ジェンダー)」と言います。性別に関わらず誰もが暮らしやすい社会を実現するために、摂津市では10年ごとに「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しています。2021年実施のデータから摂津市の現状をみてみましょう。

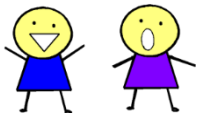
●あなたは、男女は平等になっていると思いますか。(%)

	男性が優遇	どちらかといえば 男性が優遇	平等	どちらかといえば 女性が優遇	女性が優遇	不明	無回答
2021年	16.2	54.7	14.9	3.2	0.4	8.0	2.6
2011年	12.2	50.2	19.8	4.0	0.6	10.4	2.9



●一般的に女性が仕事を持つことについてどうお考えですか。

「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける方がよい」と回答した人は、全体の45.7%で前回の31.9%より大きくアップ。



●男性が育児休業制度を活用することについてどう思いますか。

「育児は男女が担うべきであり、男性も育児休業を積極的にとるべきである」と回答した人は30.4%で前回の21.4%より大きくアップしている。特に20代の女性は56.3%と高い(男性38.5%)。

2011年よりも「男性」が優遇されていると感じる傾向にありますが、市民の男女平等に関する問題意識の向上も要因の一つとしてあげられます。性別でみると「男性」よりも「女性」が「男性が優遇」だと感じています。また、場面別にみると「社会通念・慣習・しきたり」「職場」の順で高い水準にあります。

女性に家庭責任や補助的役割を求める一方で、男性に対しては「男は仕事をして家計を支えるべきだ」「共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ」という固定的な性別役割分担意識が男女共に根強いことが伺えます。

子どもたちが主体的に生き方を選択できるように、個人の生き方の制約につながりかねない慣習やしきたりの中に残る無意識の思い込みや、性別役割分担意識を見直し、ジェンダー平等の社会づくりが必要です。働く場における男女の均等な機会と待遇の確保、環境や法の整備など、男女共同参画社会へ向けての取り組みがますます重要になっています。

男性		%
1	男性は仕事をして家計を支えるべきだ	48.7
2	女性は女性らしい感性があるものだ	45.7
3	女性は感情的になりやすい	35.3
4	デートや食事のお金は男性が負担すべきだ	34.0
5	育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない	33.8

女性		%
1	男性は仕事をして家計を支えるべきだ	44.9
2	女性は女性らしい感性があるものだ	43.1
3	女性は感情的になりやすい	37.0
4	育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない	33.2
5	女性は結婚によって経済的に安定を得る方がよい	27.2

内閣府男女共同参画局が実施した令和4年度「性別による無意識の思い込みに関する調査」結果
*性別役割に対する考え 上位5項目

ジェンダーに平等な社会はどのように作られてきたのでしょうか。時代の流れと共に次ページでみてみましょう。



婦人週間から男女共同参画週間と女性のあゆみ

戦後日本では、新憲法とそれに基づく民法改正により、家制度は廃止され、平等な夫婦を単位とする家族の形態が標準となりました。しかしながら深く浸透してきた性別役割分担意識が、国連の動きに合わせた政策により乗り越えようとされながら、意識下で引き継がれています。婦人週間から男女共同参画への歩みをふり振り返り、今を生きる私たちの社会や時代について考えてみましょう。



参考) ウィズせつつカレッツ講師「アンコンシャス・バイアス～無意識の思い込み・偏見に気づく～」桂容子さん(摂津市男女共同参画推進審議会会長)、内閣府男女共同参画局、女性就業支援・働く女性の健康に関する情報提供事業「女性就業支援バックアップナビ」

I 男女同権政策

男女とも法律上、同じ権利を持つ

- 1945年 *国際連合成立
- 1946年 日本で女性が初めて参政権を行使
日本国憲法制定
- 1947年 労働省婦人少年局設置
- 1949年 第1回婦人週間

日本国憲法

1946年に制定された日本国憲法第14条の条文は法の下での平等を規定しています。
「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

新しい女性の時代の幕明け。
封建的な因習からの解放。



第1回「もっと高めましょう 私たちの力を！
私たちの地位を！私たちの自覚を！」(1949年)

婦人週間

日本で初めて39人の女性議員が誕生した1946年4月10日を記念して、女性の地位向上のための婦人週間が始まりました。1998年に実施50周年を機に、女性週間と改称されましたが、2000年に終了。

II 性別特性論の時代

男性と女性はもともと違うもので、それぞれの特性があるという考え方

高度経済成長期(1955年～1973年)

経済成長により、働き手の男性一人の賃金で妻と子どもを養えるようになると、男性が賃金を稼ぎ、女性が家で家事育児をするスタイルが定着。男女は平等だが、それぞれの特性を尊重すべきという考え方が主流に。

第12回「まず生活の時間割を、そして自由時間を！」(1961年)



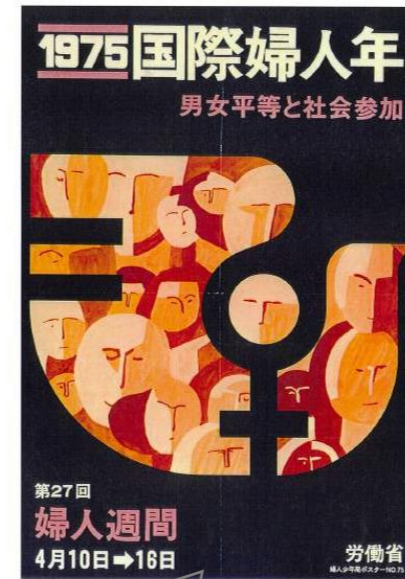
- ① 男性は企業の被雇用者となって一つの企業で週6日、朝から晩まで働き続けるというシステムが普及。“サラリーマン”の誕生！
 - ② 男性の雇用が安定し、男性一人の収入で妻子を養えるようになると、家で家事や育児に専念する“専業主婦”が登場！
- ①と②がセットになって、性別役割分担社会が完成。

第14回「生活に新しい秩序をそだてよう」(1963年)



III. 性別特性論からの脱却

日本の政策上の考え方に変化。性別にとらわれず、個性を尊重する



1975年国際婦人年と続く国連婦人の10年の前半期には、「男女平等と婦人の社会参加」がテーマとなった

- 1975年 *国際婦人年
 - 1979年 *国連において「女性差別撤廃条約」が採択
(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)
 - 1985年 「女性差別撤廃条約」批准
- ※「国籍法」「戸籍法」の改正。「男女雇用機会均等法」成立。「労働基準法」の改正。高校家庭科の男女共学必修など国内の条件が整備された

女性には女性の特性があるというニュアンスは消え、婦人週間のキャッチコピーに「個性」がよく使われるようになった。

第40回ポスターでは、日本初の女性宇宙飛行士 向井千秋さんが登場！(1988年)



IV 男女共同参画の時代

性別によって特性が違うという考え方ではなく、個人の意思や適性を尊重する考え方に基いて、性別に関係なく誰もが社会の一員として意思決定に参画したり、活動を実施することができる

1999年「男女共同参画社会基本法」成立

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して様々な取り組みを推進。



戦後からの女性の歩みをみてきましたがどうでしょうか。社会の変化にともなって、法律や社会のシステムも変わってきました。しかしながら、まだまだジェンダーに平等な社会の実現に向けた取り組みが必要です。誰もが自分らしく生きることのできる社会について、ウィズせつつと一緒に学び、考えませんか。



ウィズせつつ フェスタ 2023

2/26～3/4

ウィズせつつフェスタは、男女共同参画センターを拠点に活動する男女共同参画推進団体の活動発表の場です。

◆2/26～3/4◆エントランスにて推進団体による活動展示と『国際女性デー』にちなんだパネル展示を行います。

◆3/2～4◆ 推進団体による体験企画を実施。男の料理教室や絵本ひろば、手作りマルシェ、パステル体験など様々な催しがあります。

◆3/4 午後1時～3時◆「ごちゃまぜライブ」では、推進団体による発表と絵本の朗読とお話、ohanaのミニコンサートも♪



ohana



世界でひとつだけの「じぶんちゃん」と子どもたちへのメッセージアートを作成しました。



学んだことを活かして、子どもたちの未来を応援する「地域のおせっかいさん」として何か行動できるといいですね。

ウィズせつつカレッジ 2022 報告 子どもたちの未来を育む大人のチカラ ～じぶんにまる・みんなにまる～



6/25～10/28まで男女共同参画社会や女性と子どもの現状、多様性についてなど10講を通して学びを深めました。受講生が10講目に発表した一部を紹介します。

子どもたちの笑顔のために、自分のちかくにいる人や環境に、どんなふうに関わることができるか。また、自分ができることは何ですか。

- * * * * *
- 「あたりまえ」を大切にできるよう、自分の「あたりまえ」を伝えていく。
 - 自分を大切に生きて。へんてこりんな大人もいるんだよ！と安心してもらえたらいいな。
 - あなたのことを気にかけている人が必ずいるよ。愛されて育っていることに自信をもって！
 - 笑顔をむける！ ほめことばをかける！
 - 地域の見守り、お節介さんになり、みんながほっこり明るい笑顔になりますように！
 - 元気いっぱい。笑顔いっぱい。楽しく一緒にあそぼ！
 - 他人ごとを自分ごとにするように。
 - 心を育む絵本のチカラを届けます。

編集・発行

摂津市立男女共同参画センター ウィズせつつ

2023年2月発行

〒566-0021 摂津市南千里丘5-35 摂津市立コミュニティプラザ1階

TEL: 06-4860-7112

FAX: 06-4860-7113

URL: <http://www.with-settsu.jp>

e-mail: danjyo@with-settsu.jp



摂津市立男女共同参画センター

5660021

ウィズせつつは、性別に関わらず、家庭、学校、職場、地域などで、一人ひとりが個人として尊重され、対等な関係を築き、共に責任を担う男女共同参画社会づくりを推進するための拠点施設です。性別による固定的な意識を見直し、女性の自立と社会参画を推進します。また、市民の活動やネットワークづくりを応援します。

- 開館時間
月・木・金・土・日曜日 午前9時30分～午後5時
火曜日のみ 午前9時30分～午後9時
- 休館日 水曜日・祝日・年末年始